

令和7年度

公立保育所等施設整備事業

川上中部保育所解体工事

仕様書

施 工 場 所 東広島市八本松飯田二丁目

特 約 事 項

受注者は、工事に当たっては業者の社会的責任において信義、誠実に施工するとともに次の事項について十分遵守すること。

1. 本工事の施工にあたり、適用を受ける関係法令等を遵守し、工事の円滑な進行を図ること。また、関係法令等に基づく関係官公署等への必要な届出手続きを遅滞なく行うこと。
2. 近隣から苦情等が発生した場合は誠実に対応すると共に、監督職員と十分協議の上、受注者の責任において処理すること。
3. 工事が原因で関係者及び近隣住民等への日常生活に影響を及ぼす恐れのある次の事項などに十分留意し、看板の設置等による工事内容の事前周知、関係者に説明、協議を行い、工事の進捗を図ること。万一、工事が原因で近隣、公共施設、地中埋設物等に損害を与えた場合は、受注者の責任において補償すること。
 - ・ 騒音、振動、防塵、電波障害等
 - ・ 工事関係車両の進入路及びやむを得ない通行止め
 - ・ 工事関係車両の駐車禁止及び待機場所の確保
 - ・ 公共施設などに影響を及ぼした場合の復旧
4. 現場着手に先立ち、施工計画（工程計画・仮設計画・安全管理計画等）作成のための現地調査等を十分に行うこと。
また、本工事に支障ある埋設物及び障害物などの処理は、監督職員の指示に従い施工すること。
5. 工事期間中は、適宜交通誘導警備員を配置し、安全対策に万全を期すこと。資材等を頻繁に搬出入するなどの交通に支障を来す恐れがある場合は、必要に応じて交通誘導警備員を増員すること。交通誘導警備員の配置人数は、工事着手後、規制を要する日から30日間（1人/日）を見込んでいる。ただし、現場条件の変更等により、交通誘導警備員の人数変更が必要となった場合には、事前に監督職員と協議を行った上で変更対象とする。
6. 作業時間は、原則午前8時30分から午後5時までとする。また、土曜日、日曜日及び祝日に作業を行わないこと。ただし、あらかじめ監督職員の承諾を受けた場合は、この限りではない。
7. 仮囲いなどの仮設物の設置に関しては、図面（建築-10）を基に工事車両、通行車両、通行人等への安全確保を最優先に、監督職員と十分に協議の上、安全対策に万全を期して行うこと。

令和7年度 公立保育所等施設整備事業
川上中部保育所解体工事

8. 土工事等で発生した排水を水路・側溝に放流するときは、濁水処理を行うこと。また、工事車両が敷地から道路に出る際には、道路に土砂等を出さないよう十分留意すること。なお、道路に土砂等が出た場合は、適宜清掃を行うこと。
9. 労働安全衛生法施行令第13条第3項第28号における墜落制止用器具の着用は、「墜落制止用器具の規格」(平成31年1月25日厚生労働省告示第11号)による墜落制止用器具(フルハーネス型墜落制止用器具、胴ベルト型墜落制止用器具及びランヤード等)とする。
10. 本工事において、受注者は法定外の労災保険に付さなければならない。
 - ①受注者は、建設工事請負契約約款第47条に基づき、法定外の労災保険の契約締結をしたときは、その証券又はこれに代わるものを速やかに監督職員に提示しなければならない。
 - ②法定外の労災保険は、政府の労働者災害補償保険とは別に上乘せ給付等を行うことを目的とするものであり、(公財)建設業福祉共済団、(一社)建設業労災互助会、全日本火災共済協同組合連合会、(一社)全国労働保険事務組合連合会又は保険会社との間で、契約を締結しているものとする。
11. 本工事は、週休2日適用工事(発注者指定型)であり、「東広島市週休2日適用工事等実施要領(営繕工事)(最新版)」に従うこと。
12. 変更対象は、内訳書に数量明示されている基礎部、指定仮設、跡地整地、交通誘導警備員及び、不可視部分想定外の部材(アスベスト等)に限る。

特記仕様書

主任技術者又は監理技術者の配置等

1 主任技術者又は監理技術者の専任期間等

専任が義務付けられた工事に配置される主任技術者又は監理技術者の専任期間について、次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは専任を要しないものとする。

- (1) 工期の始期から現場施工に着手するまでの期間（現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事等が開始されるまでの間）
- (2) 工事用地等の確保が未完了、自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事を全面的に一時中止している期間
- (3) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベータ等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

なお、工場製作の過程を含む工事の工場製作過程においても、建設工事を適正に施工するため、主任技術者又は監理技術者がこれを管理する必要があるが、当該工場製作過程において、同一工場内で他の同種工事に係る製作と一元的な管理体制のもとで製作を行うことが可能である場合は、同一の主任技術者又は監理技術者がこれらの製作を一括して管理することができる。

- (4) 工事完成後、検査が終了し、引渡しを受けるまでの期間

2 主任技術者又は監理技術者の変更の特例

次に掲げる場合で、打合せ簿等により、その旨を明確にしたときは、主任技術者又は監理技術者の変更ができるものとする。

- (1) 受注者の責によらない理由により工期が延長された場合であって、延長前の工期を経過したとき。
- (2) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター、発電機・配電盤等の電機品等の工場製作を含む工事であって、工場から現地へ工事の現場が移行する時点

なお、いずれの場合も発注者と受注者との協議により、交代の時期は工程上一定の区切りと認められる時点とするほか、交代前後における主任（監理）技術者の技術力が同等以上に確保されるとともに、工事の規模、難易度等に応じ一定期間重複して工事現場に設置するなど、工事の継続性、品質確保等に支障がないと認められることが必要である。

特記仕様書

<現場代理人の常駐義務の緩和>

監督職員等と携帯電話等で常に連絡がとれることに加え、次に掲げるいずれかの事由に該当する場合には、建設工事請負契約約款第10条第3項に規定する「現場代理人の工事現場における運営、取締り及び権限の行使に支障がなく、かつ、発注者との連絡体制が確保されると認めた場合」として取扱う。

- (1) 請負金額が4,500万円（建築一式工事にあつては、9,000万円）未満
- (2) 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間
- (3) 建設工事請負契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間
- (4) 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であつて、工場製作のみが行われている期間
- (5) 上記(2)、(3)、(4)に掲げる期間のほか、工事現場において作業等が行われていない期間
- (6) その他、特に発注者が認めた期間

<現場代理人の兼務>

- 1 現場代理人の兼務については、「技術者等の適正配置について」によるものとする。
- 2 発注者は、受注者からの申請に基づき、兼務する各工事の内容、工程等を勘案し、現場代理人の兼務について承認の適否を決定し、承認する場合は現場代理人兼務承認書により、承認しない場合は現場代理人兼務非承認書に承認しない理由を記載の上、速やかに受注者に通知する。
- 3 発注者は現場代理人の兼務について、次に掲げる事由に該当すると認めるときは、現場代理人兼務承認取消書により、その承認を取消すものとする。
 - (1) 兼務を予定する工事の発注者が兼務を承認しないことが明らかになったとき
 - (2) 兼務を承認した日から起算して14日（東広島市の休日を定める条例（平成元年東広島市条例第6号）第1条第1項に規定する市の休日を除く。）を経過した後においても、兼務先の発注者が兼務を承認したことを証する書面の写しが提出されないとき
 - (3) 兼務申請において、重要な事項について虚偽の申告をし、又は重要な事実の申告を行わなかったことが判明したとき
 - (4) 兼務の承認後、重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠ったことが判明したとき
 - (5) 著しい状況の変化により、兼務を承認することが適当でなくなったとき
 - (6) その他、発注者が兼務を承認することが適当でなくなったとき
- 4 重要な事項について虚偽の申告を行う等、不適切な申請を行った者、又は、兼務の承認後に重要な事項や重大な状況の変化について報告を行わない等、必要な報告を怠った者に対しては、請負契約に基づく是正措置の請求や指名除外等の必要な措置を行うことがある。

※ 同一町内における町とは西条町、八本松町、志和町又は高屋町にあつては昭和49年4月20日以前の町の区域とし、黒瀬町、福富町、豊栄町、河内町又は安芸津町にあつては平成17年2月7日以前の町の区域とする。

アスベスト成形板処理作業仕様書

1. この工事については石綿等(アスベスト成形板)が使用されている建築物の解体工事であり、以下の法律を遵守し労働者の健康保護及び一般環境への汚染防止に努めること

- ① 労働安全衛生法・石綿障害予防規則
- ② 大気汚染防止法
- ③ 建設工事に係る資材の再生資源化等に関する法律(リサイクル法)
- ④ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(廃棄物処理法)

2. アスベスト成形板の撤去方法

- (1)アスベスト成形板の撤去は、内装及び外部建具等の撤去にさきがけて行う。
- (2)建物内部で撤去作業を行う場合は、外部建具を閉鎖するとともに、ガラスの破損箇所又は換気扇枠等で粉塵が外部に飛散するおそれがある箇所をビニールシート等で塞ぐものとする。
- (3)アスベスト成形板の撤去は、可能な限り撤去又は破断を伴わない方法で行うものとし、原則として「手ばらし」とする。なお、建物外部のアスベスト成形板を撤去する場合は、できる限り、原型のまま撤去する。
- (4)撤去作業中は、散水その他の方法により、アスベスト成形板を常に湿潤な状態として作業を行う。
- (5)撤去作業者には、防塵マスク、防護メガネ及び作業衣を着用させる。
- (6)撤去作業後、アスベスト成形板の破片、破断粉及び作業衣等に付着した粉塵が残存しないよう、真空掃除機等により、清掃及び後片付けを十分に行う。
- (7)解体現場周辺に粉塵等の飛散を防止するために解体する建物の高さ以上に飛散防止幕を設置し撤去物を十分湿潤化できる散水装置を設置する。

3. アスベスト成形板の集積、運搬等

- (1)撤去したアスベスト成形板の集積及び積み込みに当たっては、高所より投下しないことその他、粉塵の飛散防止に努める。
- (2)細かく破碎されたアスベスト成形板は、湿潤化の上、丈夫なビニール袋に入れる等、飛散防止の措置を講じる。
- (3)撤去したアスベスト成形板を運搬するまでの間、現場内に保管する場合は、一定の保管場所を定め、一般の内装材と分別して保管するものとし、シートで覆う等、飛散防止の措置を講じる。また、保管場所には、アスベスト成形板の保管場所であることの表示を行う。
- (4)アスベスト成形板の運搬に当たっては、運搬車両の荷台全体をシート等で覆い、飛散防止に努める。
- (5)アスベスト成形板の撤去、集積、積み込み及び保管等の処理が完了した場合は、速やかに監督員に報告し、確実に処理されたかの確認を受ける。

4. アスベスト成形板の処分等

- (1)アスベスト成形板は、一般産業廃棄物として安定型処分場で処分する。なお、マニフェストには、アスベスト成形板であることを明示する。
- (2)撤去されたアスベスト成形板の処分が完了した場合には、マニフェストを監督職員に提出し、処分が確実に行われたかの確認を受ける。

5. 必要な作業主任者

石綿作業主任者もしくは、特定化学物質等作業主任者の資格を取得したものを選任すること。

建設副産物の取り扱いに関する特記仕様書

1 再生資源利用計画及び再生資源促進計画

受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。また、受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥又は建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令に基づき、再生資源利用促進計画（5の確認結果票を含む）を作成し、施工計画書に含め監督職員に提出しなければならない。なお、その内容に変更が生じたときは、速やかに利用計画及び促進計画を変更し、監督職員に報告しなければならない。

2 計画の掲示及び公表

受注者は、1の再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

現場掲示様式については、次の URL を参考に作成すること。

https://www.mlit.go.jp/sogoseisaku/region/recycle/d03project/d0306/page_03060101credas1top.htm・

3 実施書の提出

受注者は、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画を作成した場合には、工事完了後速やかに実施状況を記録した再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書を監督職員に提出しなければならない。なお、受注者は、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の作成後、工事完成から5年間保存しなければならない。

4 工事現場の管理体制

受注者は、再生利用の促進を行うため、工事現場における建設副産物責任者を置くことにより、管理体制を整備するとともに、当該責任者に対し、再生資源利用計画及び再生資源利用促進計画の内容について現場担当者の教育を十分行うこと及び、関係する他の施工者及び資材納入業者もこれを周知徹底することを指導するものとする。

5 建設発生土搬出に関する関係法令の手続きの確認及び確認結果票の作成

受注者は、再生資源利用促進計画の作成にあたり、建設発生土を工事現場から搬出する場合は、あらかじめ次に掲げる事項を確認し、また各事項の確認の結果を記載した書面（確認結果票）を作成しなければならない。

※確認結果票は「広島県の調達情報」に掲載している。

なお、対象となる工事は請負代金額が100万円以上、または建設発生土の搬出が500m³

以上の工事を対象とする。

- (1) 工事現場内の土地の掘削その他の土地の形質の変更が土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第3条第7項又は第4条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (2) 再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先における建設発生土の搬入に係る行為に関する次に掲げる事項
 - ①当該行為が宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和36年法律第191号。以下「盛土規制法」という）第12条第1項、第16条第1項、第30条第1項又は第35条第1項の規定による許可を要する場合にあっては、当該許可を受けている。
 - ②当該行為が盛土規制法第21条第1項、第27条第1項、第28条第1項又は第40条第1項の規定による届出を要する場合にあっては、当該届出がされている。
- (3) 上記①、②に掲げる事項のほか、再生資源利用促進計画に記載しようとする搬出先が適正であることを確認するために必要な事項その他の建設発生土の搬出に関する事項

6 運搬業者への通知

受注者は、建設発生土の運搬を行う者に対し、再生資源利用促進計画及び確認結果票の内容を通知するものとする。またその内容に変更が生じたときには、速やかに運搬を行う者に通知するものとする。

7 確認結果票の掲示及び公表

受注者は、確認結果票を工事現場の見やすい場所に掲示（デジタルサイネージによる掲示も可）し、公衆の閲覧に供するとともに、インターネットの利用により公表するよう努めるものとする。

8 確認結果票の保管

受注者は、確認結果票を建設工事の完成後5年間保存するものとする。

9 建設発生土の搬出先に対する受領書の交付請求

受注者は、建設発生土を再生資源利用促進計画に記載した搬出先へ搬出したときは、速やかに当該搬出先の管理者（搬出先が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、次に掲げる事項を記載した受領書の交付を求めるものとする。

- (1) 建設発生土の搬出先の名称（搬出先が工事現場である場合は、建設工事の名称。）及び所在地
- (2) 建設発生土を搬出先の受注者の商号、名称又は氏名
- (3) 建設発生土の搬出元の名称及び所在地
- (4) 建設発生土の搬出量

(5) 建設発生土の搬出が完了した日

10 建設発生土の搬入元への受領書の交付

受注者は、建設発生土を利用計画に記載した搬入元から搬入したときは、速やかに当該搬入元の管理者（搬入元が工事現場である場合は、当該工事現場の受注者）に対し、前号に掲げる事項を記載した受領書を交付するものとする。

11 受領書の内容確認

受注者は、搬出先から受領書の交付を受けたときは、再生資源利用促進計画に記載した内容と一致することを確認する。

12 受領書の保管

受注者は、受領書又はその写しを建設工事の完成後5年間保存するものとする。

13 建設発生土の最終搬出先までの確認

受注者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（次の(1)から(4)のいずれかに該当する搬出先を除く。）から他の搬出先へ搬出されたときは、速やかに、当該他の搬出先への搬出に関する9(1)～(5)に関する事項を記載した書面を作成するとともに、当該書面を当該再生資源利用促進計画に係る建設工事の完成後5年間保存するものとする。建設発生土が更に他の搬出先へ搬出されたときも、同様とする。

- (1) 国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付する場合
- (2) 受注者の管理下にある他の工事現場で利用するために一時堆積する場合
- (3) スtockヤード運営事業者登録規定により国に登録されたStockヤード
- (4) 9の受領書の土砂の利用種別が「盛土利用等」である建設発生土受入地（再搬出し
ないもの）

工事中情報共有システムに関する特記仕様書

1 工事中情報共有システム（受注者希望型）

- (1) 本工事は、工事中情報共有システムの対象（受注者希望型）である。
- (2) 契約締結後速やかに、事前チェックシートにより監督職員と協議を行い、情報共有システムの利用の可否の結果について、工事打合せ簿等により整理をすること。
- (3) 本工事で使用する情報共有システムは次のとおり。
広島県工事中情報共有システム（一般社団法人 広島県土木協会）
<http://www.hdobokuk.or.jp/koujijyouhoushisutemu2.html>
- (4) 工事中情報共有システム利用に必要な費用は設計金額に含まれている。なお、情報共有システムを利用しない場合は、請負代金額の変更対象とする。
- (5) 利用にあたっては「東広島市発注工事における広島県工事中情報共有システム利用実施要領（建築工事）」に基づくこと。
- (6) 運用にあたっては「広島県工事中情報共有システム運用ガイドライン」に基づくこと。

この場合においては、次のとおりとする。

- 1) 「1.3.適用する基準」のうち、「土木工事監督規定（広島県）」および「土木工事監督実施要領（広島県）」は「東広島市建設工事監督事務取扱要綱」と、「土木工事検査規定（広島県）」とあるのは「東広島市建設工事検査規定」と、「土木工事検査技術基準（広島県）」とあるのは「土木工事検査技術基準（東広島市）」と読み替えるものとする。
- 2) 「CAD 製図基準（国土交通省）」および「CAD 製図基準に関する運用ガイドライン（国土交通省）」は適用しない。
- 3) 「4.検査」は適用しない。
- 4) 検査は、監督職員と協議のうえ、紙媒体による検査と電子検査の併用とすることができるものとする。
- 5) 受注者は、工事中情報共有システムにより処理した工事完成図について、電子成果品として納品するほか、紙の成果品も納品すること。

内訳書

項目	摘要	数量	単位	単価	金額
直接工事費		1	式		
計		1	式		
共通費					
共通仮設費					
共通仮設費	散水車含む	1	式		
積上げ 仮囲い	キャスターゲート H=1.8m	4.0	m		
積上げ 軽量鋼矢板	Ⅱ型 掘削深さH=2.0m程度	7.0	m		
積上げ 交通誘導警備員		30	人		
積上げ CCA木材試験費		1	式		
積上げ 工事中情報共有システム		1	式		
小計		1	式		
現場管理費		1	式		
一般管理費等		1	式		
計		1	式		
計		1	式		
消費税（10%）		1	式		
工事費		1	式		

内訳書

項目	摘要	数量	単位	単価	金額
【直接工事費】					
I 直接仮設					
①直接仮設	単管+防音シート H=4.0m一部H=8.0m 外部・内部脚立足場 ※運搬費含む	1	式		
II 建物解体					
①基礎解体	土間コンクリート共※集積積込共	33.0	m ³		
②上屋解体 保育棟： 軽量鉄骨造 平屋建 休憩室棟： 鉄骨造・木造の 混構造 2階建	犬走り, 束石, 付属の庇, アスベスト成形材等の撤去含む 電気設備解体、空調設備・換気設備・衛生器具・屋内給排水設備等の機械設備解体含む	511.0	m ²		
III その他解体					
①外構解体一式	※伐採・抜根、集積積込共 ※基礎撤去共、集積積込共 アスファルトカッター入れ (t=50)、 屋外倉庫・外部給排水設備・ 排水樹・浄化槽撤去を含む (撤去部モルタル詰め・キャップ止 め含む)	1	式		
IV 跡地整備					
①購入土埋戻し	真砂土	40.0	m ³		
②整地転圧	敷地面積	1	式		
③侵入防止柵設置	単管 L=1500@2m トラロープ 張2段※材工共	61.0	m		
④防草シート設置	ザパン240G同等品※材工共	47.0	m ²		
⑤散水栓新設	13mm ※材工共	1.0	箇所		

内訳書

内訳書					
項目	摘要	数量	単位	単価	金額
IV 発生材積込・運搬					
①コンクリートガラ (基礎部)	土間コンクリート含む	33.0	m ³		
②がれき類		1	式		
③陶磁器・ガラスくず		1	式		
④廃石こうボード類		1	式		
⑤廃プラスチック類		1	式		
⑥木くず		1	式		
⑦金属くず		1	式		
⑧蛍光管等		1	式		
⑨石綿含有建材		1	式		
V 発生材処分					
①コンクリートガラ (基礎部)	土間コンクリート含む	33.0	m ³		
②がれき類		1	式		
③陶磁器・ガラスくず		1	式		
④廃石こうボード類		1	式		
⑤廃プラスチック類		1	式		
⑥木くず		1	式		
⑦金属くず		1	式		
⑧蛍光管等		1	式		
⑨石綿含有建材		1	式		



進入路（南側道路）



全景（建物南東面）



全景（建物南面）



全景（休憩室棟）



全景（外構西側）



全景（外構南側）



全景（外構東側）



全景（外構北側）

机、コピー機
解体時までに撤去



内部 事務室

書類 解体時までに撤去



参考写真

内部 医務室



内部 便所 3

テレビ 解体時までに撤去



内部 ホフク室



内部 乳児室



内部 便所 2



内部 便所 2



内部 調乳室



内部 保育室 1



内部 保育室 2



内部 便所 1



内部 配膳室



内部 食品庫



参考写真

内部 倉庫



内部 保育室 3



ピアノ 解体時までに撤去

内部 遊戯室



内部 遊戯室



参考写真

休憩室棟 内部



休憩室棟 内部



冷蔵庫
解体時までに撤去

休憩室棟 内部

令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事

図面リスト

図面番号	図面名称	縮尺
建 築		
A01	表紙・図面リスト	Nonscale
A02	解体工事特記仕様書（1）	Nonscale
A03	解体工事特記仕様書（2）	Nonscale
A04	工事概要・付近見取図・配置図	1/200 Nonscale
A05	仕上表	Nonscale
A06	平面図	1/100
A07	基礎伏図	1/100
A08	基礎リスト	1/20
A09	跡地整備図	1/200
A10	仮設計画図（参考）	1/200
機 械		
M01	給排水設備・排水経路図・浄化槽断面図	1/100, 1/75

		東 広 島 市 都 市 交 通 部 営 繕 課	工事名称	令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事		図面番号 A01
			図面名称	表紙・図面リスト	A2: 100% A3: 71%	

7 特殊な建設副産物の処理	1	調査	調査 分析による特殊な建設副産物の調査 ・ 行う 採取場所 ()	[7. 1. 3]																
	2	特殊な建設副産物の処理等	9章 機械設備による。それ以外は、下記による。 フロン類を使用している設備機器 ・ 冷凍機の冷媒 ・ パッケージ型空調機と機の冷媒 ○ ルームエアコンディショナーの冷媒 ○ 「特定家庭用機器再商品化法（家電リサイクル法）」の対象になっているものは、同法に従ってリサイクル（フロン類の回収を含む）を行い、監督職員に次の資料を提出する。 ○ 特定家庭用機器廃棄物管理票（家電リサイクル券）の写し フロン類以外の特殊な建設副産物を使用している設備機器等 ・ ・	[7. 3. 1]																
	8	1	発生材の処理等	1) 引渡しを要するもの ○ 無 ・ 有 (・ 金属類 ・ 盤類 ・ 電線、ケーブル ・) 2) 特別管理産業廃棄物 ○ 無 ・ 有 (・ PCB使用機器 ・ 石綿含有設備資機材) PCB使用機器は関係法令等に従い適切に処理する。 撤去予定機器の微量PCB分析結果 (・ 無 ・ 有) 撤去する変圧器等は製造年、品番等を確認し微量PCB分析の要否を判定する。 撤去する変圧器等の微量PCB分析を行う。 分析費 (※ 別途 ・ 本工事) PCB使用機器搬出処理費 (※ 別途 ・ 本工事) PCB使用機器収納容器 ※ 別途 ・ 本工事 (用途) 石綿含有設備資機材は関係法令に従い適切に処理する。 撤去する石綿含有設備資機材は機器の製造年、品番等を確認し石綿含有の有無を判定する。 撤去する石綿含有設備資機材の分析を行う。 分析費 (※ 別途 ・ 本工事) 石綿含有資機材の搬出処理費 (※ 別途 ・ 本工事) 3) 再生資源化を図るもの ・ 無 ○ 有 (○ 蛍光管 ・ 小形二次電池) 搬出処理費 (※ 別途 ○ 本工事) 4) 上記1)～3)に該当しない発生材 ・ 無 ・ 有 搬出処理費 (※ 別途 ○ 本工事)																
9	1	発生材の処理等	1) 引渡しを要するもの ○ 無 ・ 有 (・ 金属類 ・ 機器類 ・) 2) 特別管理産業廃棄物 ○ 無 ・ 有 (・ 廃油 ・ 石綿含有資機材 ・) 特別管理産業廃棄物は関係法令等に従い適切に処理する。 ・ 廃油の処理は図示による。なお、撤去に際しては、火気の使用を禁止する。 廃油搬出処理費 (※ 別途 ・ 本工事) ・ 石綿含有資機材 (・ 配管フランジ接合部及びバルブガスケット ・ ダクトパッキン ・ 煙道用パッキン ・ たわみ継ぎ手 ・ 配管保温材 ・) 上記以外に撤去する機器は製造年、品番等を確認し石綿含有の有無を判定する。 石綿含有資機材の処理は図示による。 石綿含有資機材の搬出処理費 (※ 別途 ・ 本工事) 3) 特殊な建設副産物の処理 ○ フロン系冷媒処理 フロン系冷媒は関係法令等に従い適切に処理する。対象機器は図示による。 回収処分費 (※ 別途 ○ 本工事) ・ 臭化リチウム水溶液の処理 臭化リチウム水溶液は関係法令等に従い適切に処理する。 対象機器は図示による。 回収処分費 (※ 別途 ・ 本工事)																	
10 その他	1	建設発生土の処理	・ 構内指示場所に敷き均し ・ 構内指示場所に堆積	<3. 2. 5>																

				東 広 島 市 都 市 交 通 部 営 繕 課		工事名称 令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事		図面番号 A03	
						図面名称 解体工事特記仕様書 (2)		A2: 100% A3: 71%	

■解体・撤去建物等の概要

◎建物概要

工事場所：東広島市八本松飯田二丁目
 用途：保育所
 構造：（保育棟）軽量鉄骨造平屋建て、（休憩室棟）1階鉄骨造・2階木造の混構造2階建て
 敷地面積：1,318.29㎡
 延床面積：（保育棟）484.67㎡（休憩室棟）26.5㎡
 建物高さ：（保育棟）3.8m（休憩室棟）7.2m

◎工事概要

- ・川上中部保育所の解体撤去
- ・上記に伴う電気及び機械設備の撤去（中埋設管の撤去共）
- ・構内アスファルト舗装及びコンクリート舗装の撤去
- ・その他付属施設（門扉、メッシュフェンス、花壇、各種遊具、看板、掲揚ポール、樹木等）の撤去
- ・真砂土埋戻し、整地転圧等の跡地整備

◎その他

- ・本建物は大きき及び根太に木材が使用されている。
- ・保育棟及び休憩室棟の最低各1箇所、CCAの調査を行い監督職員へ調査結果を報告すること。
- ・本建物は外壁の成形板に7スベが含有されている。
- ・7スベ成形板の撤去は、可能な限り撤去又は切断を伴わない方法で行い、原則として「手ばらし」とすること。
- ・中電（電灯・動力）及びNITの引込部撤去は別途とする。
- ・単独処理浄化槽（35人槽）は、過去の工事においてGL-500まで撤去し、残置部分は消毒後真砂土充填している。本工事において、残置部分を全撤去すること。
- ・衛生器具類は水洗い洗浄を行い処分を行うこと。
- ・量水器（40A）は残置とし、散水栓13mmを設置する。
- ・下水道宅内最終樹は残置とし、その他配管及びび樹は撤去し、撤去部はキャップ止めとする。
- ・敷地外まで埋設されている配管類は、敷地内で切断の上、キャップ止め又はモルタル詰めとする。
- ・屋内家財道具、リサイクル家電等の撤去処分は別途とする。
- ・7スベ成形板は7スベ成形板処理作業仕様書に基づき撤去を行うこと。
- ・構内の樹木は全て伐採、伐根を行うこと。
- ・アスファルト舗装について、敷地内は全て撤去し、敷地外については残置すること。
- ※残置範囲については（図面番号A09）跡地整備図参照

【凡例】

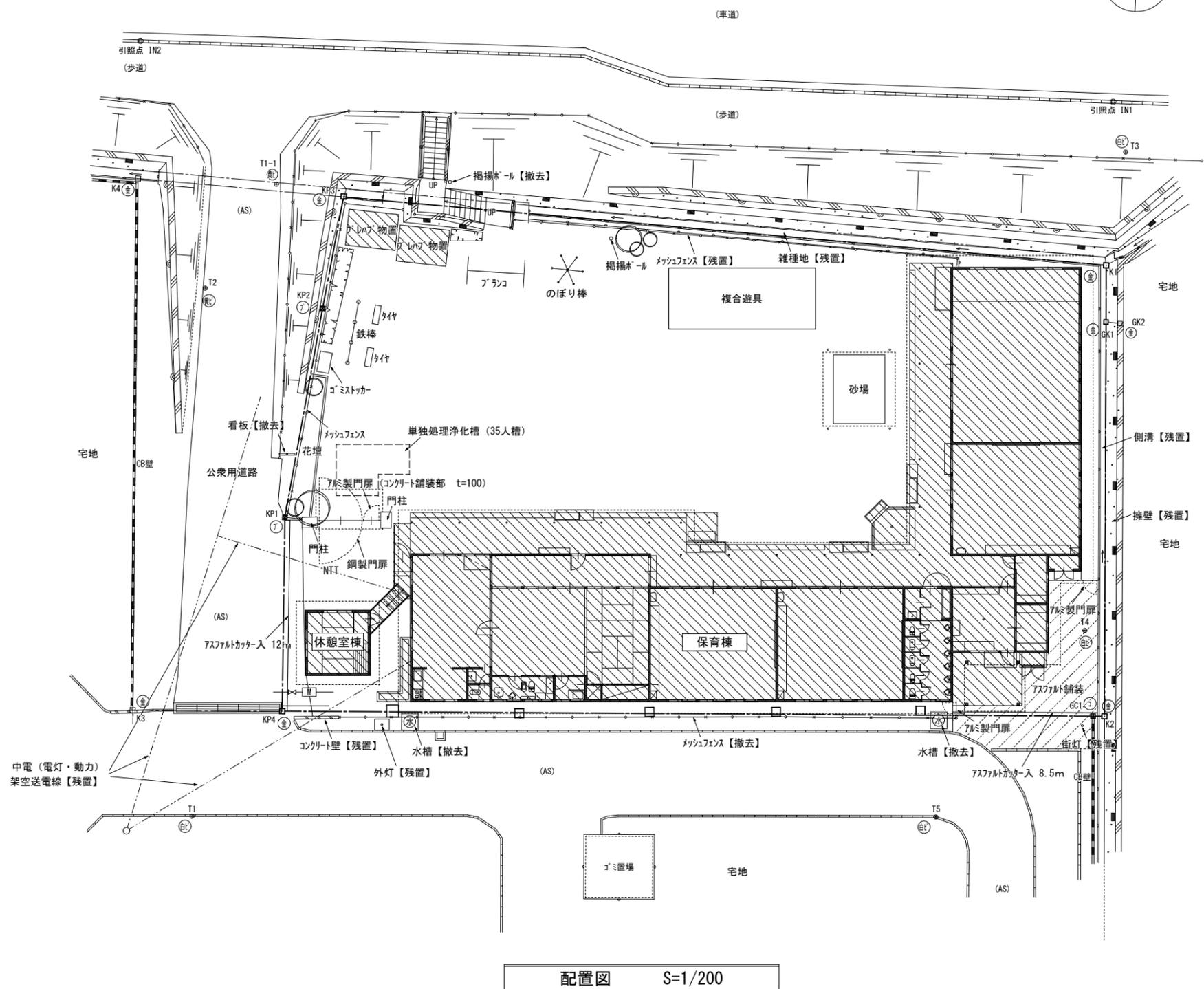
- 解体建物
- アスファルト舗装



工事場所：東広島市八本松飯田二丁目

■付近見取図 S=Nonscale

※敷地内の建築物及び外構において、特記なき場合は全て撤去とする。



配置図 S=1/200

東広島市都市交通部営繕課	工事名称	令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事	図面番号 A04
	図面名称	工事概要・付近見取図・配置図	

■外部仕上表

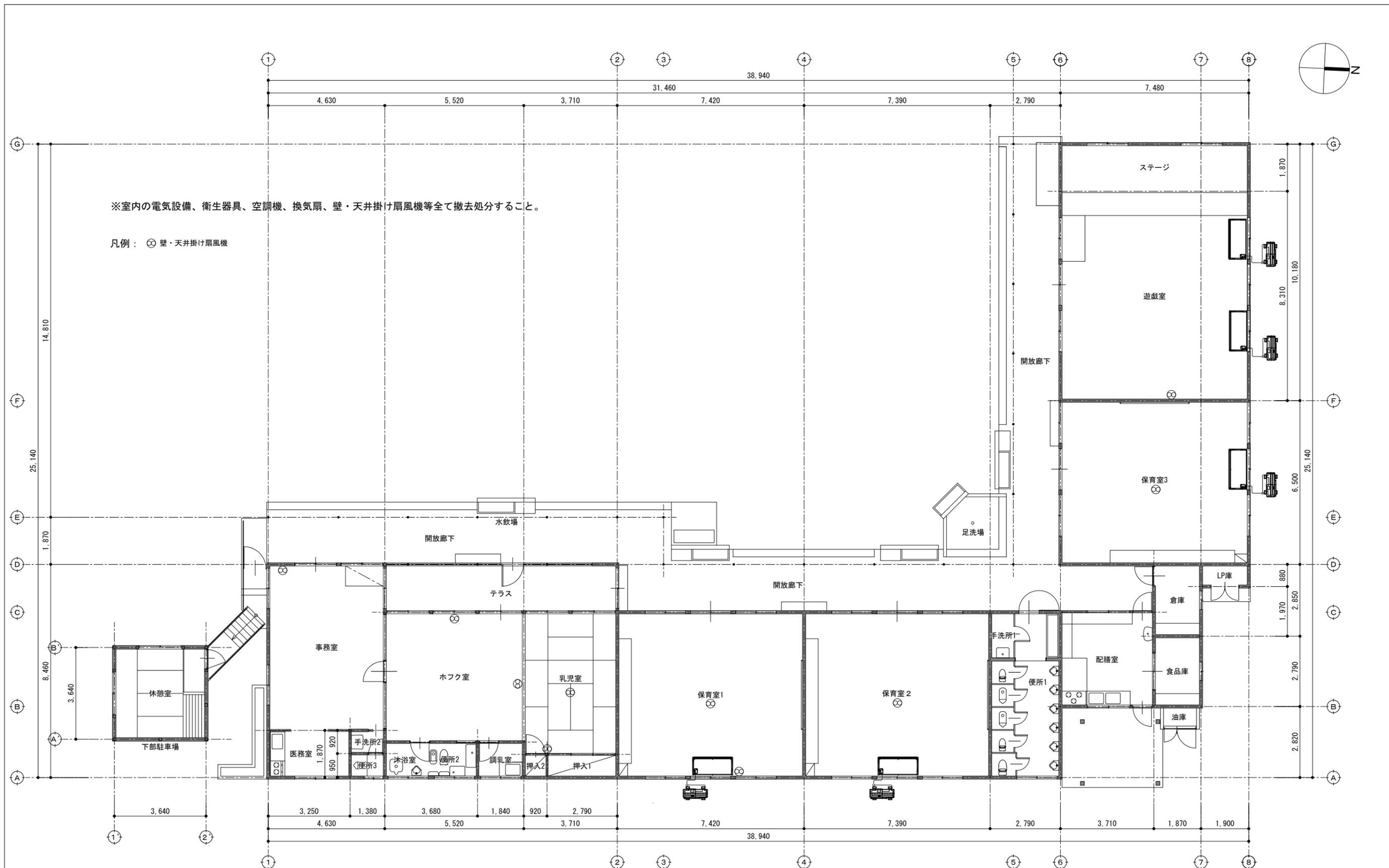
保育棟 外装	屋根	か-鉄板瓦棒 ^キ t=0.4 下地)アスファルト 20kg品 木毛セメント板 t=20	雑工事	開放廊下	床 か-コンクリート
	外壁	フレキシブル ^ド t=5 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【アスベスト含有無】 断熱材 グラスウール t=25		足洗場	壁 モ ^イ イタイル貼 床 モ ^イ コンクリート
	軒天	大平板 t=5 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【アスベスト含有無】 一部有孔 ^ド t=5 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【アスベスト含有無】		水呑場	人造石研出し
	根廻り	モ ^イ 刷毛引アクリルシ吹付		ガラス手摺り	木製 OP
その他	塗装	鉄部 錆止メ下地見 ^イ 掛り OP ^ス その他は下表による		乳児室手摺り	木製 OP
	鉄	か-鉄板 t=0.4 種 谷樋 100×300 壁樋 90φ (1か所) 水切・雨押 ^イ か-鉄板 t=0.4 加工		床下換気孔	鋳鉄製市販品 170×420
	建具	外部：ア ^ミ サツ ^ハ (見込 ^ミ 60) ス ^ド ^ア 内部：木製建具 (一部ア ^ミ サツ ^ハ) 硝子：トウ ^イ 3mm ラウ ^イ 6.8mm 型板 4mm		外部ア ^ワ -BOX	耐火レンガ積
休憩室棟 外装	屋根	屋根葺用か-石綿スレート アスファルト ^イ 22kg		その他	下足箱及 ^レ 傘立 ^テ 、ロッカー及 ^レ 掃除用具入、黒板 (平板1,200×2,700)、掲示板
	外壁	防火サイ ^イ ング t=11 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【石綿含有無】 断熱材 グラスウール t=50			
	軒天	石綿セ ^イ カ板 t=6 目透し			
	その他	鉄骨部分：一般錆止め 1種2回塗りの上SOP2回塗 軒天換気口：ア ^ラ シ ^ク 製400×200 4箇所			

■内部仕上表

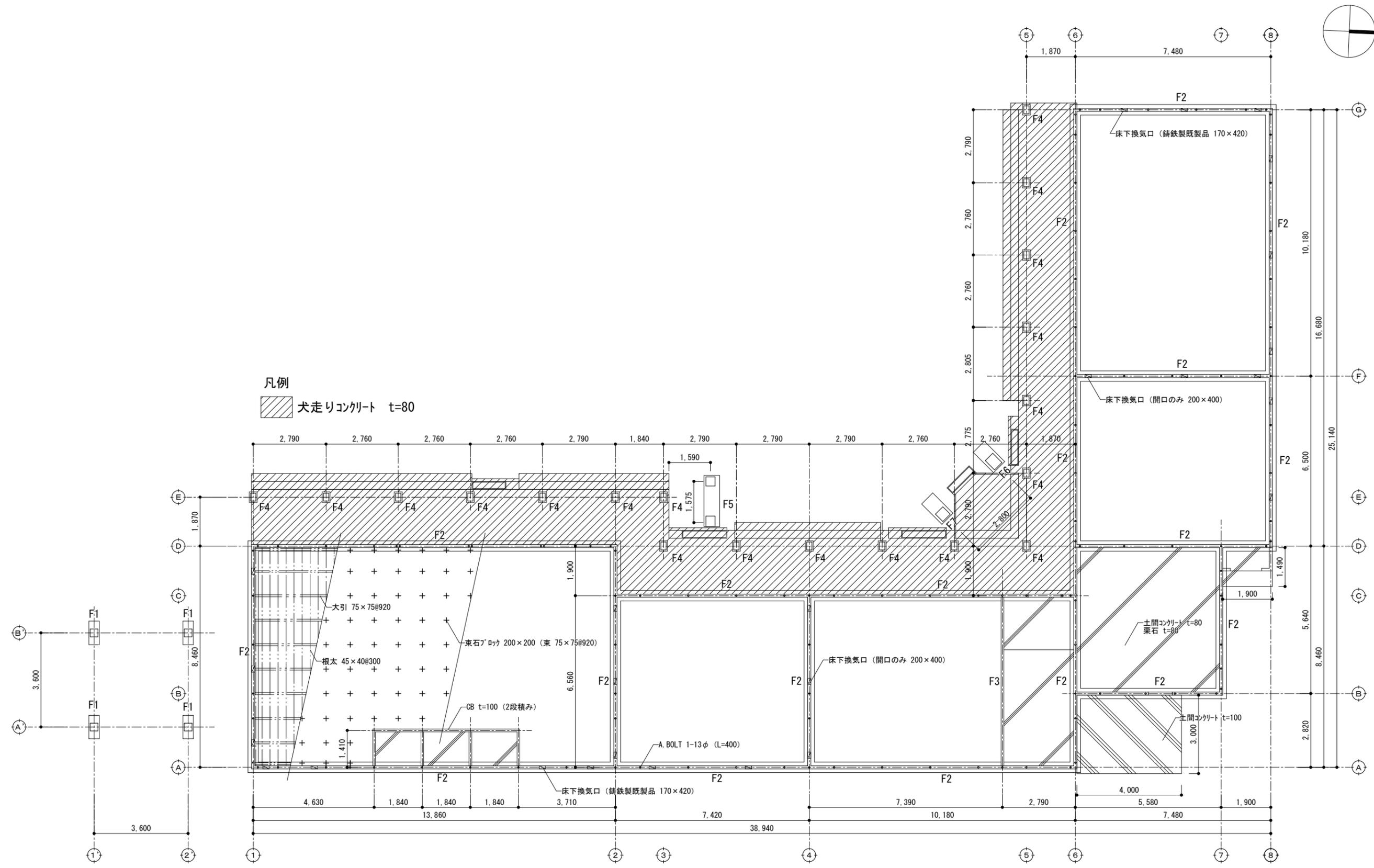
室名	床	巾木	腰壁	壁	天井	天井高	備考
保育室	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 VR (80)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 目 ^シ シ	2,500	床天井改 ^メ 口、ロッカー、掃除用具入、黒板、掲示板、ビ ^レ キ ^レ ール
遊戯室	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 VR (80)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 目 ^シ シ	2,500	床天井改 ^メ 口、ロッカー、掃除用具入、黒板、掲示板、ビ ^レ キ ^レ ール
ステージ	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 VR (80)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 目 ^シ シ	2,300	
便所1	磁器モ ^イ イタイル貼	---	100角タイル貼 H=1,000	ア ^ラ シ ^ク VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,400	天井改 ^メ 口、スリ ^ン 、大便器、小便器、換気 ^セ 、ニ ^ギ リ ^棒
手洗所1	磁器モ ^イ イタイル貼	---	100角タイル貼 H=1,000	ア ^ラ シ ^ク VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,350	スリ ^ン 、シ ^ン ク、手洗台、鏡
配膳室	モ ^イ タ ^コ テ ^イ カ ^テ - ^コ ト	ア ^ワ t=15 OP H=100	100角タイル貼 (流 ^シ 台前/ミ)	フレキシブル ^ド t=5 目 ^シ シ VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,450	配膳台、ア ^ラ シ ^ク 流 ^シ 台、吊戸棚、レンジ ^フ ド、天井改 ^メ 口
食品庫	モ ^イ タ ^コ テ ^イ	ア ^ワ t=15 H=100	---	フレキシブル ^ド t=5 目 ^シ シ VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,450	棚付 (3段) 【1,750×600×2,080】
倉庫	モ ^イ タ ^コ テ ^イ	ア ^ワ t=15 H=100	---	フレキシブル ^ド t=5 目 ^シ シ VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,450	棚付 (中段) 【1,750×600×1,000】
事務室	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 VR (80)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 目 ^シ シ	2,500	床天井改 ^メ 口、カー ^レ ル、行事黒板
医務室	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	100角タイル貼 (流 ^シ 台前/ミ)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 VR (80)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 目 ^シ シ	2,500	流 ^シ 台、吊戸棚 (フ ^ド 付)、換気 ^セ
手洗所2	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	フレキシブル ^ド t=5 目 ^シ シ VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,300	手洗器、化粧棚、鏡
便所3	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	フレキシブル ^ド t=5 目 ^シ シ VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,300	両用便器
ホフク室	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 VR (80)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 目 ^シ シ	2,500	床天井改 ^メ 口
便所2	磁器モ ^イ イタイル貼	---	100角タイル貼 H=1,000	ア ^ラ シ ^ク VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,300	シ ^ン ク、洋風便器
調乳室	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	---	100角タイル貼 H=1,000	ア ^ラ シ ^ク VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,300	流 ^シ 台、吊戸棚 (フ ^ド 付)、換気 ^セ
沐浴室	磁器モ ^イ イタイル貼	---	100角タイル貼 H=1,000	ア ^ラ シ ^ク VP	大平板 t=5 目 ^シ シ VP 【アスベスト含有建材 (みなし)】	2,300	幼児用 ^ハ ス、脱衣台、タ ^リ 掛 (ア ^ラ シ ^ク)
乳児室	タ ^リ 敷 ^キ t=55	タ ^リ 寄 ^セ	---	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 VR (80)	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9 目 ^シ シ	2,450	手摺 ^リ (H=500)、天井改 ^メ 口
押入	ア ^ワ 合板 t=5.5	雑巾摺 ^リ	---	ア ^ワ 合板 t=4	ア ^ワ 合板 t=3	2,450	中段天袋付
テラス	ア ^ワ - ^ハ ^キ t=15	ア ^ワ t=15 OP H=100	---	フレキシブル ^ド t=5 目 ^シ シ 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【アスベスト含有無】	大平板 t=5 目 ^シ シ 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【アスベスト含有無】	2,500	手摺 ^リ (H=500)
開放廊下	モ ^イ タ ^コ テ ^イ カ ^テ - ^コ ト	---	---	フレキシブル ^ド t=5 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【アスベスト含有無】	大平板 t=5 目 ^シ シ 【アスベスト含有建材】アクリルシ吹付【アスベスト含有無】	---	
休憩室	コン ^ハ キ t=12 畳敷 一部 ^ア ビ ^ト ア ^ワ - ^リ ング t=14.0 (入口)コン ^ハ キ t=12 ビ ^レ ニ ^シ ト (無地) t=2.0	タ ^リ 寄 ^セ ソ ^ト 幅木 H=60	---	ア ^ラ シ ^ク - ^ド t=9下地 ヴ ^ロ ス貼	化粧石膏 ^ド t=9	2,300	

凡例 ・・・アスベスト含有建材

東 広 島 市 都 市 交 通 部 営 繕 課		工事名称	令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事		図面番号
		図面名称	仕 上 表		A2:100% A3: 71% A05



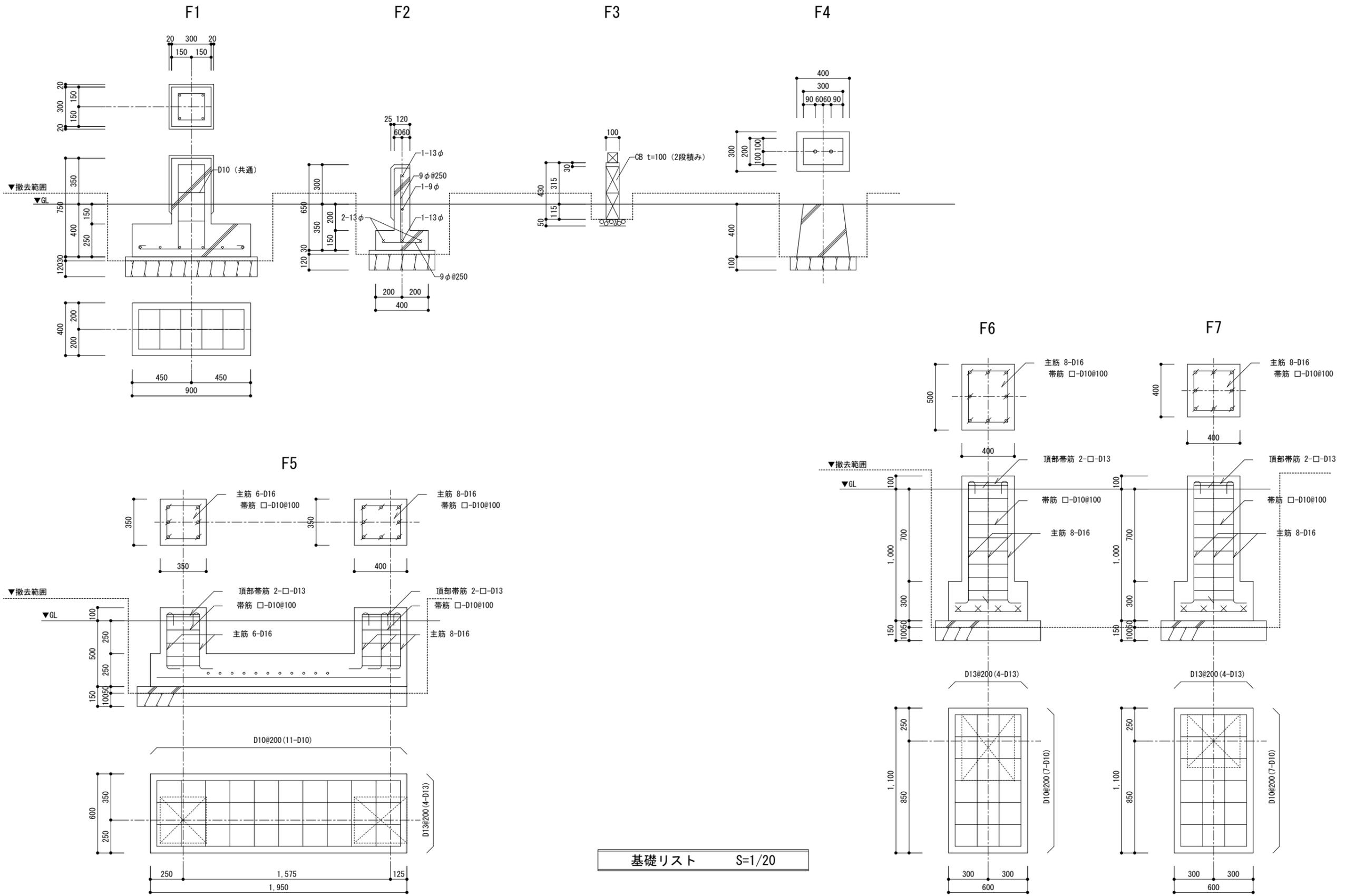
東 広 島 市 都 市 交 通 部 営 繕 課	工事名称	令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事		図面番号
	図面名称	平面図	A2: 100% A3: 71%	A06



凡例
 犬走りコンクリート t=80

基礎伏図 S=1/100

	東広島市都市交通部営繕課	工事名称	令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事		図面番号 A07
		図面名称	基礎伏図	A2: 100% A3: 71%	



東広島市都市交通部営繕課

工事名称 令和7年度 公立保育所等施設整備事業
川上中部保育所解体工事

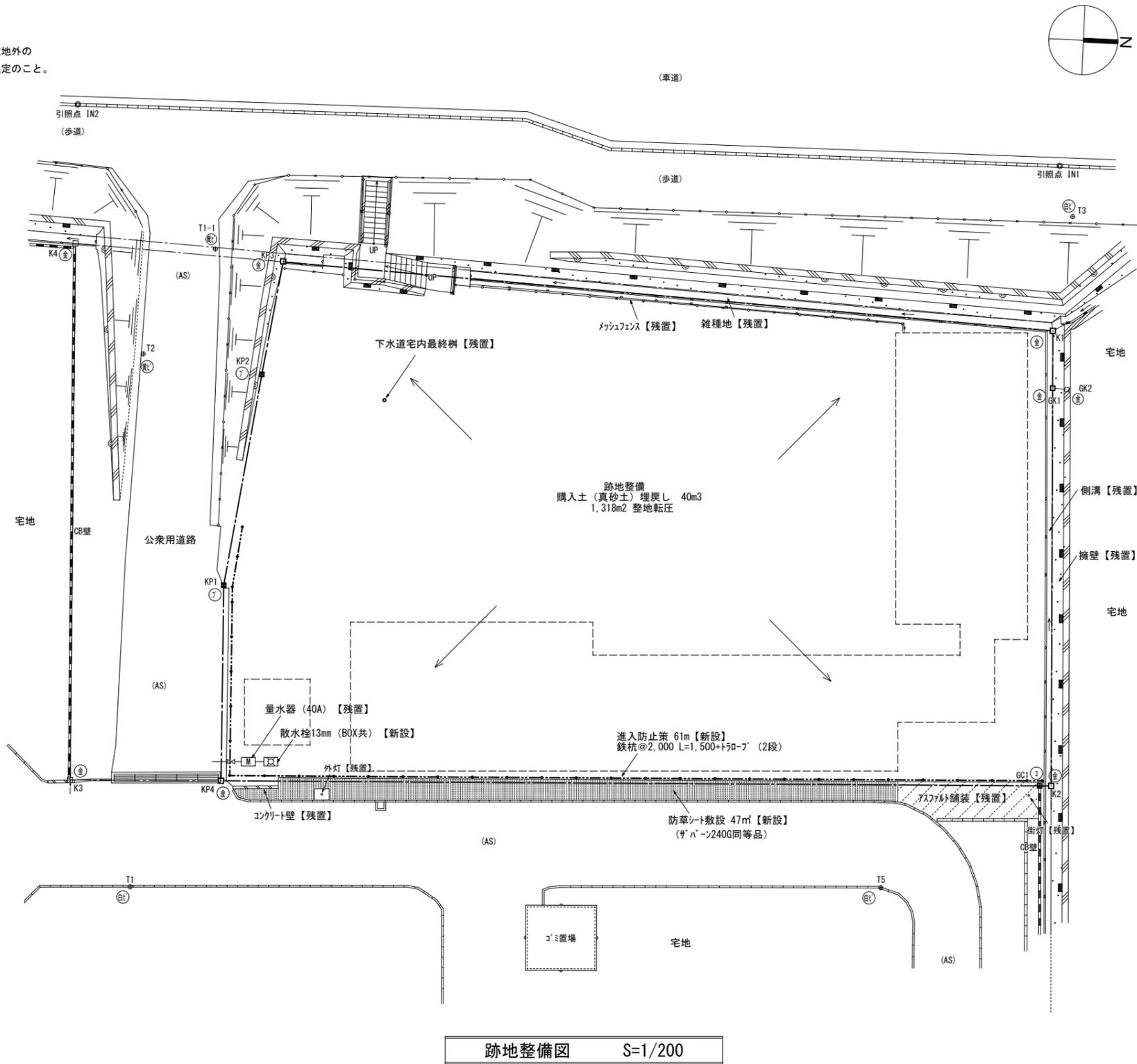
図面名称 基礎リスト

A2: 100%
A3: 71%

図面番号
A08

■特記事項

- ・解体完了後は真砂土にて埋戻しの上、整地転圧を行う。
- ・残置物等を解体時に破損・傾斜等発生させた場合は、現状復旧すること。
- ・敷地西側の既存メッシュフェンスは進入防止柵として残置する。
- ・敷地東側及び南側一部に進入防止柵（鉄杭+トロープ）を新設する。
- ・敷地東側の進入防止柵と通路緑石との間は、防草シートを敷設する。
- ・7スラブ舗装等が敷地内外に連続する部分は、敷地境界線の内側でカッター入れの上、敷地外の範囲は残置すること。なお、カッター入れの位置については、監督職員と協議の上、決定のこと。
- ・量水器（40A）は残置とし、散水栓（13mm）を設置する。
- ・下水道宅内最終樹は残置とし、キャップ止めとする。
- ・整地を行う前に、整地のレベルについて事前に監督員と協議すること。

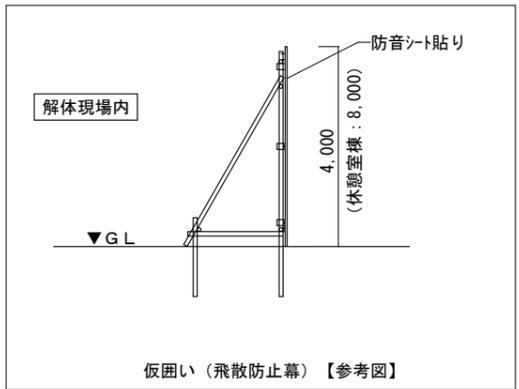


跡地整備図 S=1/200

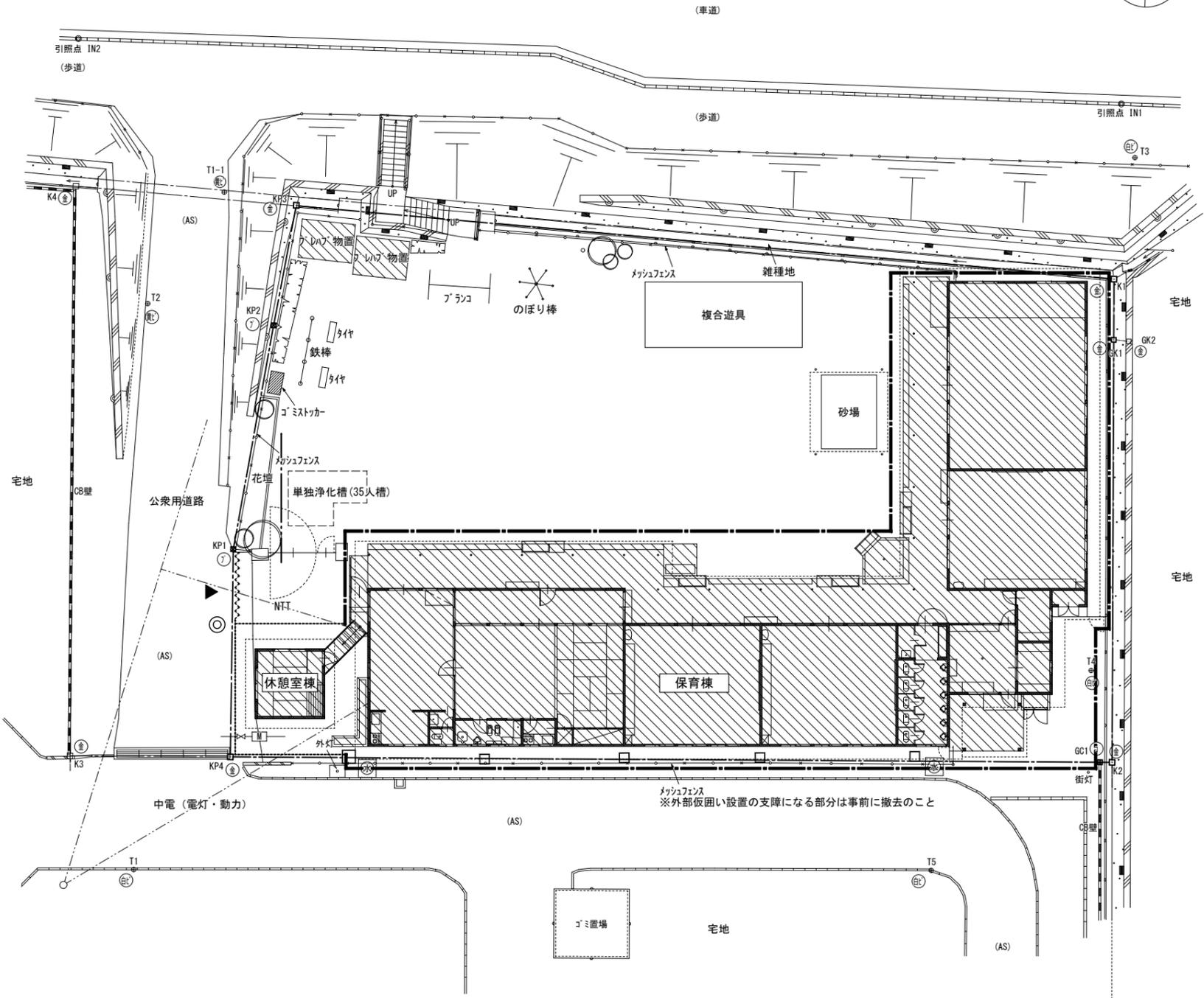
	東広島市都市交通部営繕課	工事名称	令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事		図面番号 A09
		図面名称	跡地整備図	A2: 100% A3: 71%	



- 凡例
- : 解体建物を示す
 - 仮囲い（飛散防止幕）
 - 単管+防音シート 参考
 - (保育棟) H=4m L=130m
 - (休憩室棟) H=8m L=19m

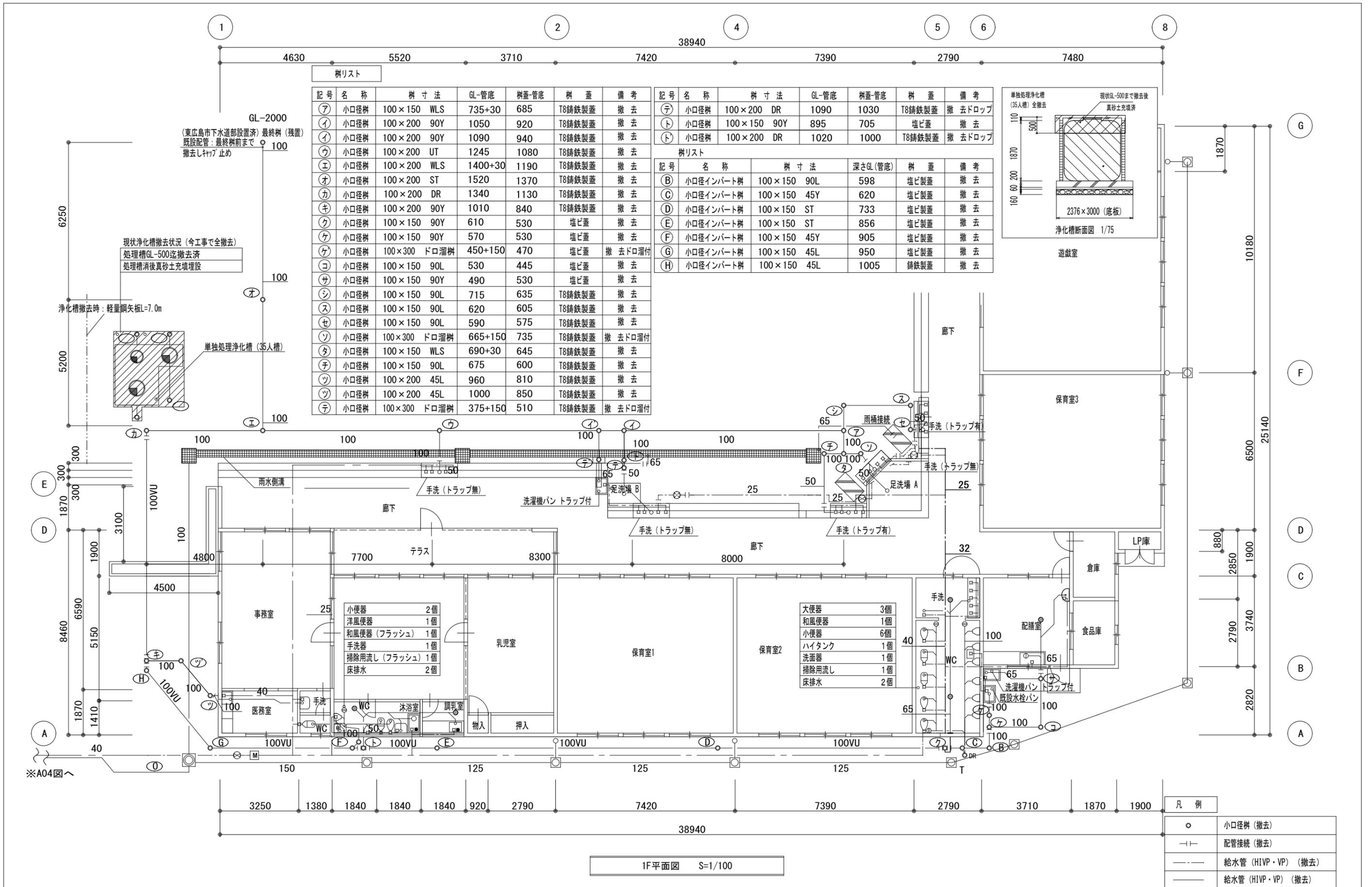


- : キャスターゲートを示す
キャスターゲート H=1.8m L=4m 【指定仮設】
- : 交通誘導警備員を示す【指定仮設】
解体作業期間
計 30人(1人/日)(大型車両進入時)
- : 矢板を示す(浄化槽撤去時)
軽量鋼矢板Ⅱ型 L=7.0m:掘削深さ 2.0m程度 【指定仮設】
矢板打ち込み前に、根入れ深さについて検討を行い報告書を提出すること。
- : 工事車両進入口を示す



仮設計画図 S=1/200

		東広島市都市交通部営繕課		令和7年度 公立保育所等施設整備事業 川上中部保育所解体工事		図面番号 A10	
		工事名称		仮設計画図(参考)		A2:100% A3:71%	
		図面名称					



樹リスト

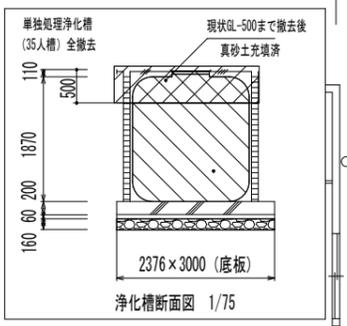
記号	名称	樹寸法	GL-管底	樹蓋-管底	樹蓋	備考
ア	小口径樹	100×150 WLS	735+30	685	T8鑄鉄製蓋	撤去
イ	小口径樹	100×200 90Y	1050	920	T8鑄鉄製蓋	撤去
い	小口径樹	100×200 90Y	1090	940	T8鑄鉄製蓋	撤去
ウ	小口径樹	100×200 UT	1245	1080	T8鑄鉄製蓋	撤去
エ	小口径樹	100×200 WLS	1400+30	1190	T8鑄鉄製蓋	撤去
オ	小口径樹	100×200 ST	1520	1370	T8鑄鉄製蓋	撤去
カ	小口径樹	100×200 DR	1340	1130	T8鑄鉄製蓋	撤去
キ	小口径樹	100×200 90Y	1010	840	T8鑄鉄製蓋	撤去
ク	小口径樹	100×150 90Y	610	530	塩ビ蓋	撤去
ケ	小口径樹	100×150 90Y	570	530	塩ビ蓋	撤去
ヶ	小口径樹	100×300 ドロ溜樹	450+150	470	塩ビ蓋	撤去ドロ溜付
コ	小口径樹	100×150 90L	530	445	塩ビ蓋	撤去
サ	小口径樹	100×150 90Y	490	530	塩ビ蓋	撤去
シ	小口径樹	100×150 90L	715	635	T8鑄鉄製蓋	撤去
ス	小口径樹	100×150 90L	620	605	T8鑄鉄製蓋	撤去
セ	小口径樹	100×150 90L	590	575	T8鑄鉄製蓋	撤去
ソ	小口径樹	100×300 ドロ溜樹	665+150	735	T8鑄鉄製蓋	撤去ドロ溜付
タ	小口径樹	100×150 WLS	690+30	645	T8鑄鉄製蓋	撤去
チ	小口径樹	100×150 90L	675	600	T8鑄鉄製蓋	撤去
ツ	小口径樹	100×200 45L	960	810	T8鑄鉄製蓋	撤去
ッ	小口径樹	100×200 45L	1000	850	T8鑄鉄製蓋	撤去
テ	小口径樹	100×300 ドロ溜樹	375+150	510	T8鑄鉄製蓋	撤去ドロ溜付

樹リスト

記号	名称	樹寸法	GL-管底	樹蓋-管底	樹蓋	備考
テ	小口径樹	100×200 DR	1090	1030	T8鑄鉄製蓋	撤去ドロップ
ト	小口径樹	100×150 90Y	895	705	塩ビ蓋	撤去
ト	小口径樹	100×200 DR	1020	1000	T8鑄鉄製蓋	撤去ドロップ

樹リスト

記号	名称	樹寸法	深さGL(管底)	樹蓋	備考
ビ	小口径インパート樹	100×150 90L	598	塩ビ製蓋	撤去
シ	小口径インパート樹	100×150 45Y	620	塩ビ製蓋	撤去
シ	小口径インパート樹	100×150 ST	733	塩ビ製蓋	撤去
シ	小口径インパート樹	100×150 ST	856	塩ビ製蓋	撤去
シ	小口径インパート樹	100×150 45Y	905	塩ビ製蓋	撤去
シ	小口径インパート樹	100×150 45L	950	塩ビ製蓋	撤去
シ	小口径インパート樹	100×150 45L	1005	鑄鉄製蓋	撤去



1F平面図 S=1/100

凡例

○	小口径樹 (撤去)
—+—	配管接続 (撤去)
---	給水管 (HIVP・VP) (撤去)
---	給水管 (HIVP・VP) (撤去)